


あま市人権尊重の まちづくり行動計画(改訂版)



平成29年3月

 あま市

はじめに

「人権」とは、誰もが生まれながらにもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることない基本的権利であり、日本国憲法でも、すべての国民の基本的人権を保障しています。

しかしながら、依然として、社会生活における様々な場面において、不当な差別や人権侵害が存在します。

本市においては、平成23年（2011年）12月に平等で公正な社会の実現を目指した「あま市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、平成24年（2012年）3月に10年間の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定しました。そして、この度、計画策定から5年が経過し、これまで取り組んできた施策の評価と検証を行うとともに、国や県の動向、さらには市民意識調査の結果を踏まえ、実情に沿った施策を展開してくため、改訂版を策定することといたしました。

今後は、この計画に基づき、市民、事業者の皆様とともに、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指した市政を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、ご指導をいただきました、あま市人権施策推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見などをいただきました市民の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

あま市長



林と浩司

目次

第1章 計画策定の背景と経緯

1 人権とは	1
2 世界の動き	2
3 国内の動き	4
4 あま市の動き	7

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的と位置づけ	8
2 計画の基本理念	9
3 計画の基本目標	10
4 計画の体系	12
5 計画の実施期間	13

第3章 重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	14
2 学校等における人権教育・啓発の推進	17
3 職場における人権教育・啓発の推進	21
4 人権擁護の推進	25

第4章 重要課題と取組の方向性

1 女性	27
2 子ども	32
3 高齢者	36
4 障がいのある人	41
5 同和問題	46
6 外国人	49
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	52
8 性的マイノリティ	55
9 インターネットによる人権侵害	57
10 様々な人権問題	60

第5章 計画の推進

1 基本姿勢	61
2 推進体制	61
3 計画の進行管理	62

資料編	63
-----	----



第1章

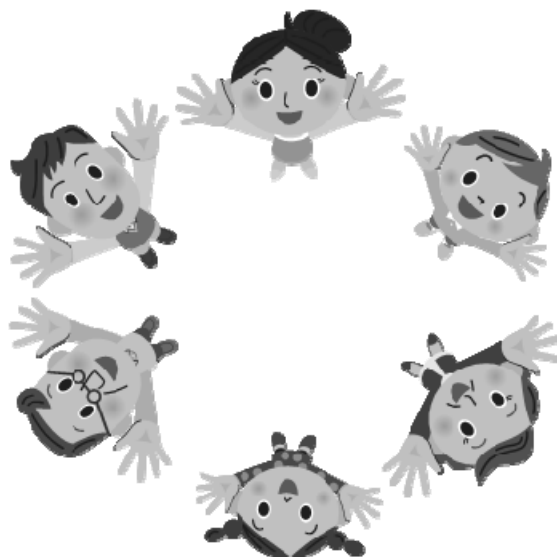
計画策定の背景と経緯

1 人権とは

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。

誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。



2 世界の動き

(1) 人権に関する国際的な動き ●●●●●●●●●●

昭和23年（1948年）、国連の第3回総会において、「世界人権宣言」を採択して以来、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、平成6年（1994年）の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど世界的な規模で活動が展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、平成16年（2004年）12月末で終了を迎えましたが、国連は、平成16年（2004年）12月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、第1段階として「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組、第2段階として「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取組を経てきました。さらに、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）までを第3段階として、最初の2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取組が進められています。

このほか、国連では平成15年（2003年）から平成24年（2012年）までを「国連識字の10年」として取り組むほか、持続可能な共生社会を作っていくために、平成17年（2005年）から平成26年（2014年）までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」として、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあい解決していく力を育むための取組を各地で進めることとしました。「世界中の人々や将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人々が互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取組として、「国際10年」や「国際年」といった取組、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つとして取り上げており、平成18年（2006年）6月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取組の充実を図っています。

さらに、平成20年（2008年）12月には、「世界人権宣言」の60周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。平成23年（2011年）12月の国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取組を通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化すべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

人権に関する国際的な動向	
昭和23年（1948年）	「世界人権宣言」国連採択
昭和40年（1965年）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）国連採択
昭和41年（1966年）	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」国連採択
	「市民的及び政治的権利に関する国際規約」国連採択
昭和54年（1979年）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）国連採択
平成元年（1989年）	「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）国連採択
平成7年（1995年） ～16年（2004年）	「人権教育のための国連10年」
平成16年（2004年）	「人権教育のための世界計画」国連採択 取組内容
	① 「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組 ② 「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取組 ③ 2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取組
平成22年（2010年）	「人権教育のための世界計画」第2段階に移行
平成23年（2011年）	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択
平成27年（2015年）	「人権教育のための世界計画」第3段階に移行

3 国内の動き

(1) 人権に関する国の取組 ●●●●●●●●●●

日本国内においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

我が国の固有の人権問題である同和問題については、昭和40年（1965年）8月に出された国の同和对策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権に係る課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通して様々な人権問題の解決を目指す活動へと広がっていきました。また、一方、女性や障がいのある人などの多様性（ダイバーシティ）に対する人権問題について、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリーに向けた取組などが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取組は十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、平成9年（1997年）7月に、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定され、人権教育の取組が進められてきました。

また、「人権擁護施策推進法」が平成9年（1997年）3月に施行され、同法による人権擁護推進審議会からの答申が出されています。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年（2000年）12月に施行され、人権教育・啓発の理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした基本計画の策定や年次報告等の内容が盛り込まれました。

この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が、平成14年（2002年）3月に策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、平成20年（2008年）3月までに3次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。また、平成23年（2011年）4月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

一方で、人権擁護及び救済については、人権擁護推進審議会から、平成13年（2001年）に「人権救済制度の在り方について」、「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出され、答申に基づき、平成14年（2002年）3月に「人権擁護法案」が国会に提出されましたが、数次の国会審議を経て、平成15年（2003年）10月で廃案となっています。

近年では、平成17年（2005年）4月「犯罪被害者等基本法」、平成18年（2006年）4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成21年（2009年）4月「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、平成24年（2012年）10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

また、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）など、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組の整備が進んできています。

平成28年（2016年）12月には「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

人権に関する国の動向	
平成9年（1997年）3月 7月	「人権擁護施策推進法」施行
	「『人権教育のための国連10年』」に関する国内行動計画」策定
平成12年（2000年）12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
平成14年（2002年）3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成16年（2004年）7月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
平成17年（2005年）4月	「犯罪被害者等基本法」施行
平成18年（2006年）4月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成20年（2008年）3月	「人権教育の指導方法等の在り方について」取りまとめ
平成21年（2009年）4月 4月	「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
平成23年（2011年）4月	「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項を基本計画に追加
平成24年（2012年）10月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行
平成25年（2013年）9月	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26年（2014年）1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）施行
平成28年（2016年）4月 6月 12月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行
	「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）施行

(2) 人権に関する愛知県の取組 ●●●●●●●●●●

平成7年（1995年）12月県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されました。これを受け、県では、人権問題の解消のためには、行政をはじめ県民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、平成9年（1997年）12月5日に「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を自治体として全国に先駆けて行いました。

平成11年（1999年）10月に、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置しました。平成13年（2001年）2月には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、人権尊重の視点に立った行政を進め、さらに、人権が一層尊重される社会を実現するため、平成26年（2014年）3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（改定版）」を策定し、この行動計画に基づき各部署が連携して人権教育・啓発を進めています。

人権に関する愛知県の動向	
平成7年（1995年）12月	「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
平成9年（1997年）12月	「人権尊重の愛知県を目指して」宣言
平成11年（1999年）10月	「愛知県人権施策推進本部」設置
平成13年（2001年）2月	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定
平成26年（2014年）3月	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（改定版）」策定
平成27年（2015年）12月	「愛知県障害者差別解消推進条例」施行
平成28年（2016年）10月	「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例」施行



4 あま市の動き

本市は、平成22年（2010年）3月22日に七宝町、美和町、甚目寺町の3町が合併して新たに誕生しました。旧甚目寺町においては、平成11年（1999年）5月3日に「人権尊重の町」の宣言を行いました。また、平成13年（2001年）には平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に呼応する形で、「甚目寺町人権施策推進本部」を設置し、平成16年（2004年）3月に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、人権に関する様々な施策に取り組んできました。

合併後、平成22年（2010年）3月には「あま市人権施策推進本部」を設置し、平成23年（2011年）1月に実施した「人権に関する市民意識調査」及び同年12月に県内で初めて制定した「あま市人権尊重のまちづくり条例」を踏まえ、平成24年（2012年）3月に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定しました。平成28年（2016年）に「人権に関する市民意識調査」を実施し、この結果や庁内ワーキングによる意見等を取り入れ、「あま市人権施策推進審議会」での審議を踏まえ、平成29年（2017年）に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」を策定しました。

人権に関するあま市の動向	
平成11年（1999年）5月3日	「人権尊重の町」宣言（甚目寺町）
平成13年（2001年）11月	「甚目寺町人権施策推進本部」設置
平成15年（2003年）1月	「人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町）
平成16年（2004年）3月	「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」策定
平成22年（2010年）1月	「人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町）
3月22日	七宝町、美和町、甚目寺町の3町合併によりあま市が誕生
	「あま市人権施策推進本部」設置
平成23年（2011年）1月	「人権に関する市民意識調査」実施
4月	「あま市人権施策推進懇話会」設置
6月～7月	人権尊重のまちづくり市民ワークショップ実施
12月	「あま市人権尊重のまちづくり条例」施行
平成24年（2012年）1月	「あま市人権施策推進審議会」設置
3月	「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定
平成28年（2016年）1月	「人権に関する市民意識調査」実施
平成29年（2017年）3月	「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」策定

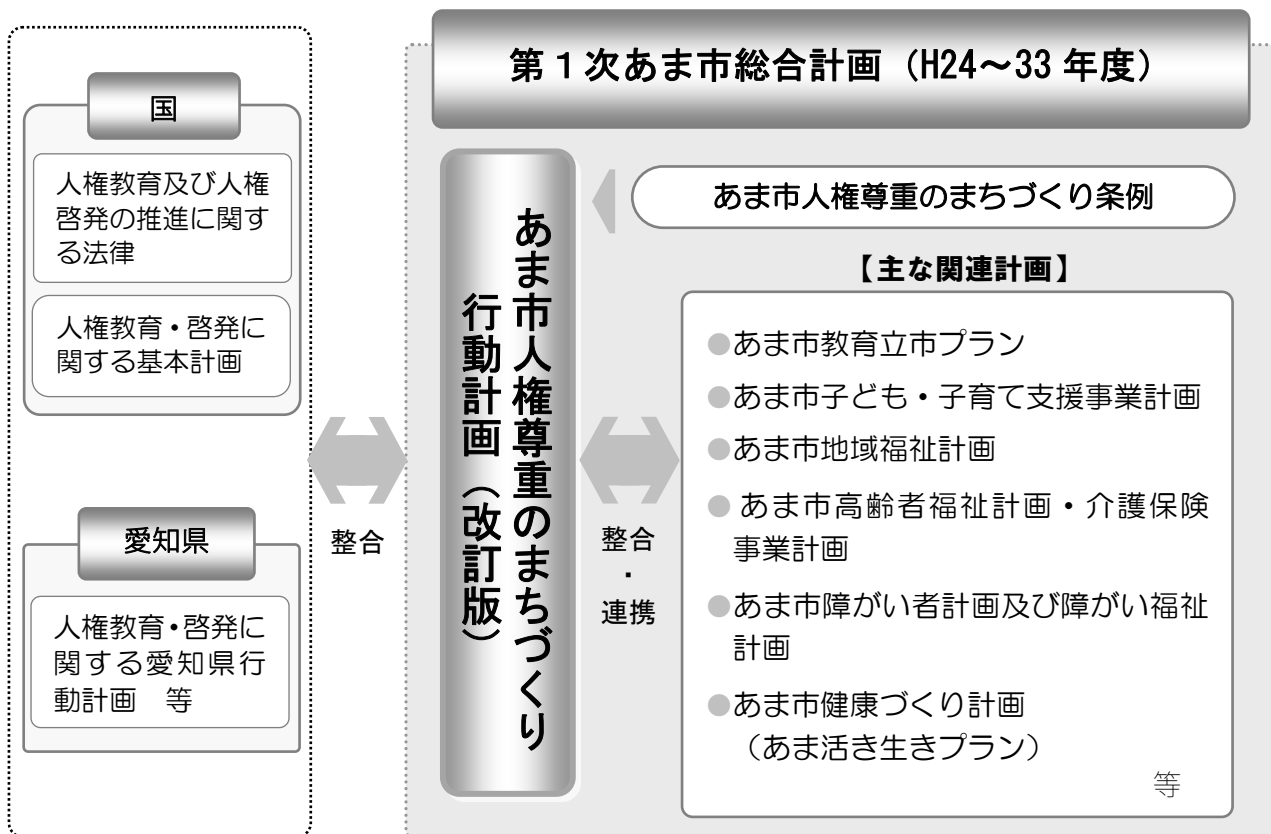


第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定に基づき策定するものであり、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、第1次あま市総合計画のもと、他の関連計画と整合を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。



2 計画の基本理念

私たち一人ひとりの人権は、すべての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会の中で、多くの人々とのつながりや相互依存によって生きており、すべての人々が平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認めあい、思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、人権を大切にす豊かな感性を身につけ、思いやりにあふれた高い人権意識を持って行動していくことが大切です。

このように、一人ひとりが互いの人権を尊重することで、暮らしの中で喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。

本市では「第1次あま市総合計画」において、「お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる」ことを目指しており、こうしたことを踏まえ、本計画では以下のとおり、「いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。」を基本理念に掲げ施策を推進します。

【基本理念】

**いつでもどこでも人権が大切にされ、
誰もが喜びと生きがいを感じられる、
信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた
人権尊重のまちづくりを目指します。**

3 計画の基本目標

基本理念を実現するため、6つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

① 自尊感情を持って生きる

自尊感情とは、自分がかげがえのない大切な存在であるという気持ちのことです。市民一人ひとりが、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考え、誇りと自信を持っていきいきと生活できる社会が求められています。自分自身を尊ぶ精神を持つことではじめて、他の人も自分と同様に大切な存在であるということを理解することが可能となります。

誰もが多様な人生の可能性の中から、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、自分らしく生きるとともに、地域の中で自立して生活できる社会を目指します。

② 一人ひとりの人権を尊重する

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な価値観や考え方に基づいて生活しているという現実の中で、お互いがそれぞれの生き方や個性を認め合っていくことです。

市民一人ひとりが自立した存在として尊厳が保たれ、個人の自由が確保された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる、偏見や差別のない地域づくりを推進します。

③ 人権感覚を醸成する

お互いの人権を認めあう社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭敏な感性を身につけていくことが大切です。そのため、家庭、地域、学校、職場など、様々な場を通じて、研修、普及、広報、情報提供など、多様な学習機会の提供の充実を図ることが重要です。

こうした取組を通じ、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着していくよう、人権感覚の醸成を目指します。

④ みんなの協働による取組

市民一人ひとりの人権を擁護するためには、市民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、啓発活動から相談・支援まで、行政をはじめとして、人権擁護委員、民生委員・児童委員、学校、幼稚園・保育園、児童相談所、警察、各種相談機関や人権に関する問題に取り組む各種関係団体等が、互いに連携を強化していくことが重要です。

あらゆる人権問題は、すべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、事業所、行政の協働による人権尊重のまちづくりを推進します。

⑤ 物理的・心理的なバリアフリー※を目指す

子どもから高齢者まで、また障がいの有無や性別にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で、安全で安心して社会生活を送ることのできるよう、建物、道路などの物理的障壁、偏見や差別などの心理的障壁などあらゆる障壁を取り除き、バリアフリーのまちを目指します。

⑥ 共生社会を目指す

様々な人の存在を前提として、お互いの異なる考え方や生き方を認めあうことが人権尊重の基本です。地域の現状や課題を把握した上で、何を優先させるのかを市民の皆様との参画で選択していかなければなりません。市民と共に知恵を出しあい、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認めあい、多様性を尊重しながら、共に生きていくことのできる社会が求められています。

お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重する人権意識の高いまちを共に目指します。

※バリアフリー・・・高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が社会生活を営む上での障壁（バリア）を除去することを意味します。「バリア」には、施設面などにおける「物理的なバリア」、心や意識の中にある「心理的なバリア」、「情報面におけるバリア」、社会のしくみなどの「制度的なバリア」の4つの領域があるとされています。こうした意味において、バリアフリーは、「ハード」（物理的な面）と「ソフト」（心理・情報・制度面）の両面から取り組むべき社会全体の問題と言えます。

4 計画の体系

【基本理念】

いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。

下記の6つの基本目標をもとに、重点的に取り組む人権施策の推進と、個々の重要課題への取組を展開します。

《基本目標》

- ① 自尊感情を持って生きる
- ② 一人ひとりの人権を尊重する
- ③ 人権感覚を醸成する
- ④ みんなの協働による取組
- ⑤ 物理的・心理的なバリアフリーを目指す
- ⑥ 共生社会を目指す

《取組》

重点的に取り組む人権施策の推進

- 1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進
- 2 学校等における人権教育・啓発の推進
- 3 職場における人権教育・啓発の推進
- 4 人権擁護の推進

重要課題と取組の方向性

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者等
- 8 性的マイノリティ
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 様々な人権問題

5 計画の実施期間

この計画は、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間であり、平成28年度に中間見直しを図り改訂版を策定しました。

図 計画期間

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
あま市人権尊重のまちづくり行動計画				あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）					
				見直し					





第3章

重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で、社会の基礎的単位である家庭や、最も身近な社会集団である地域は、重要な役割を持っています。同時に、生活の基点である家庭や地域の中であって、一人ひとりの人権が守られることは、人権を尊重するまちづくりの基礎といえます。

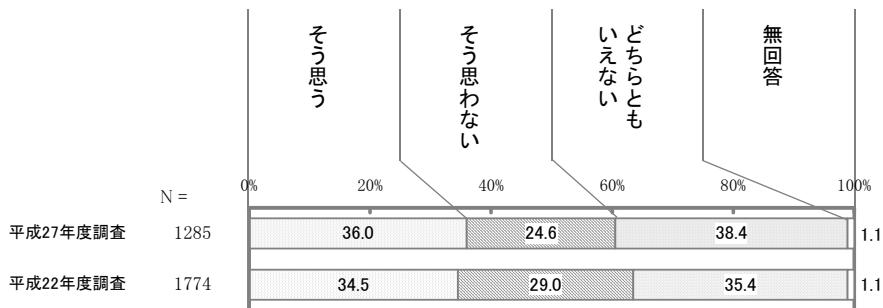
平成27年度人権に関する市民意識調査では、「国民（市民）一人ひとりの人権意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか」で、「そう思う」と感じている人は36.0%である一方、「どちらともいえない」の割合が38.4%となっています。また「そう思わない」と感じる人は24.6%と減少していますが、平成22年度市民意識調査と比較すると、大きな差異はみられません。

こうした現状から、今後も、啓発イベントや勉強会などの充実とともに、情報の周知の徹底を図り、家庭と地域における人権意識の更なる向上と、立場の弱い人を地域で受け入れ、支えあえる地域づくりを推進していくことが必要です。

また、子どもの意見や主体性を尊重する意識を高めるとともに、虐待などの子どもの人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制整備を進めていくことが必要です。

【調査結果】

国民（市民）一人ひとりの人権意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

(1) 家庭における人権教育・啓発の推進

家族がふれあい、豊かな心を育む温かい家庭をつくる家庭教育の充実を図るため、様々な場面において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深めるための支援・啓発を推進します。

また、子どもと保護者が地域で孤立しないように、関係機関と連携しながら、身近な人に気軽に相談できるよう支援に努めます。

① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。

- ・家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、子育てサロンや父親の育児参加の促進を図ります。
- ・家庭における男女共同参画を進めるために、講演会や研修会などの学習機会や情報の提供を行います。
- ・子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援する仕組みの充実を図ります。
- ・保護者への人権教育・啓発を推進します。

[主な担当課] 人権推進課、子育て支援課、生涯学習課、学校教育課

② 家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。

- ・家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」の周知・啓発を図ります。
- ・児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、親子がふれあう機会を充実します。
- ・家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事やスポーツ大会、夏まつり等の参加を啓発します。

[主な担当課] 子育て支援課、生涯学習課、企画政策課

③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。

- ・すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て相談の充実を図ります。
- ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図ります。
- ・子育て支援事業及び介護保険事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。
- ・子育て相談員や相談支援センターでの相談事業等の充実を図ります。
- ・障がいのある人の相談支援事業の充実を図ります。

[主な担当課] 子育て支援課、高齢福祉課、健康推進課、社会福祉課

(2) 地域における人権尊重の環境づくり

市民が人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、思いやりのある人権感覚を身につけることができるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図り、人権教育・啓発の指導者の育成とともに、家庭、地域、学校、事業所などと連携して人権尊重の環境づくりを推進します。

① 人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。

- ・人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報誌や啓発パンフレット、ホームページなどの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民や事業所に対して人権啓発を推進します。
- ・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課、生涯学習課、産業振興課

② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。

- ・人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。
- ・体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施していきます。
- ・偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課、生涯学習課

③ 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。

- ・人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。
- ・専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークを構築します。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

④ 家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。

- ・家庭、地域、学校と連携・協力し、市民が地域でのふれあいと支えあいを深め、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。
- ・地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支えあいの意識の向上を図ります。
- ・参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。
- ・人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課、社会福祉課、子育て支援課、企画政策課

2 学校等における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う幼稚園・保育園、学校などにおける教育（保育）は大変重要です。また、学校等における体罰やいじめなど、権利の主体である子どもに対する重大な人権侵害が課題となっています。

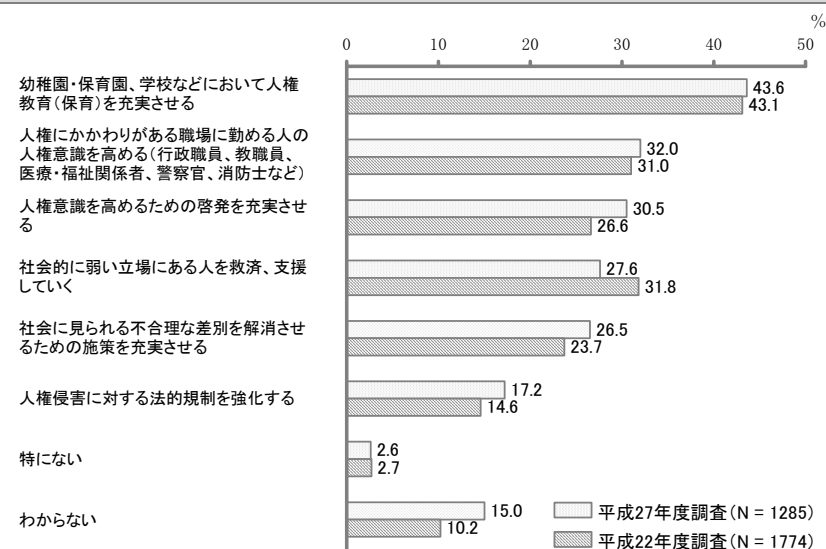
市民意識調査では、人権が尊重される社会の実現のためには、幼稚園・保育園、学校などでの人権教育（保育）の充実と、教育を担う教職員の人権意識の高揚が必要と考える人の割合が高くなっています。人権教育（保育）に当たっては、性的少数者や障がい者などに関する問題について、正しい知識を伝える教育の充実を求める声が高まっています。

一方で、小中学生の人権啓発に関する作品展示などは、多くの市民に認識されており、学校外への啓発としても効果が期待できることがみてとれます。

今後も、人権研修の充実等を通じて、教職員の人権意識の高揚を図りながら、幼稚園・保育園、学校などでの人権教育（保育）を充実していくことが必要です。人権教育（保育）に当たっては、社会の情勢を踏まえながら正しい知識を伝えていくとともに、学校での取組を充実し、社会全体の啓発につなげる取組を推進していくことが必要です。また、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、人権侵害をしない、させない意識を高める指導の充実が必要です。

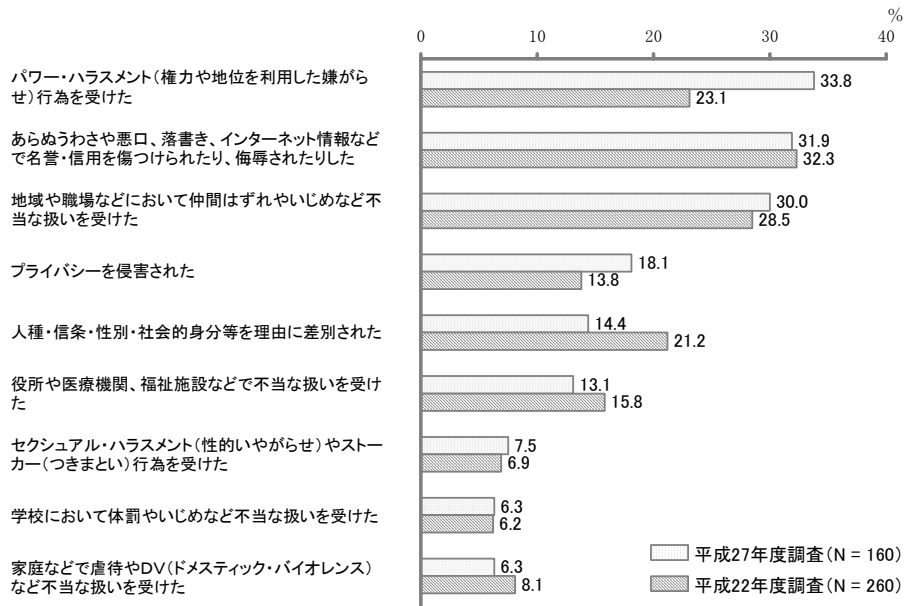
【調査結果】

人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取組が必要だと思いますか。（複数回答）



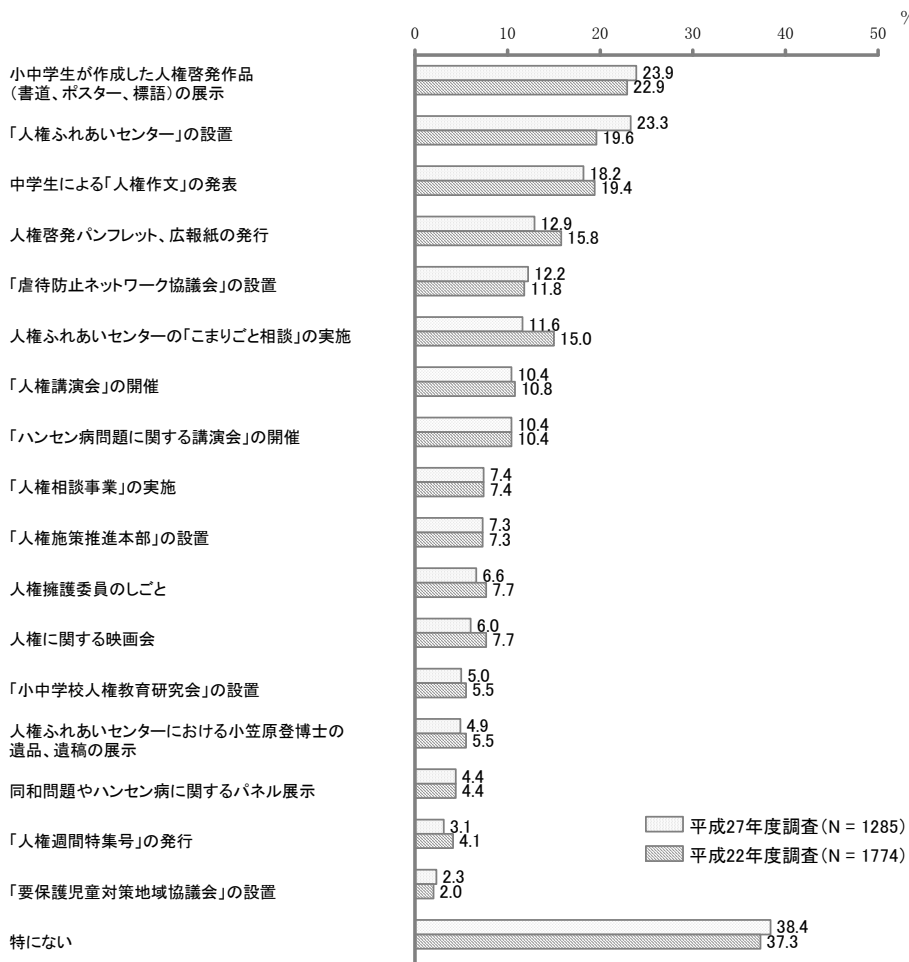
資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査(平成27年度)

本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査(平成27年度)

○ 取組の方向性

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実

生命の尊さや価値を知り、他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもたちを育てるため、また、学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげられるよう、すべての子どもの自己実現を目指す人権教育を推進します。

① 就学前教育の充実を図ります。

- ・子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通して人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。
- ・幼稚園、保育園においては、幼児の発達特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。

[主な担当課] 子育て支援課、学校教育課

② 学校教育の充実を図ります。

- ・児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるよう、人権教育の充実を努めます。
- ・あま市小中学校人権教育研究会の支援や、各学校における人権教育の内容・方法などを取り入れた心の教育の充実を図ります。
- ・児童生徒等の発達段階に対応し、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実します。
- ・気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法を導入します。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。

- ・不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実を図ります。

[主な担当課] 学校教育課

④ 人権教育・保育の充実を図ります。

- ・人権擁護委員による、人権啓発の充実を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課、子育て支援課



～ 人権擁護委員による咲かせよう人権の花運動 ～

(2) 保育士、教職員の資質向上を図る研修の充実

学校等における人権教育・啓発を推進する保育士、教職員が人権について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけることが不可欠であり、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上のための職員研修や人権に関する学習機会の充実を図ります。

① 保育士、教職員の指導力の向上を図ります。

- 保育士、教職員の資質や力量の向上を図るために、教育アドバイザーの派遣や教員研修の充実を図ります。
- 今後の定年退職者増加に対応し、若い保育士、教職員の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。
- 研修などを通じて、保育士、教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。
- 人権学習に関する指導方法や教材開発を推進します。

[主な担当課] 学校教育課、子育て支援課、生涯学習課

(3) 家庭・地域との連携強化

学校等における人権教育・啓発を効果的に推進するため、家庭・地域との情報を交換し、人権教育・啓発活動に一体となって取り組めるよう、連携の強化を図ります。

① 家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。

- 教育委員会で人材バンクを設置し、地域の人材を登録していただき、各学校において地域人材活用を促進します。
- 子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。
- 子どもの人権を守るため、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、関係機関との情報交換・連携を図ります。

[主な担当課] 学校教育課、産業振興課

3 職場における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。また、企業等の事業所は、その事業活動を通じて家庭や地域と深い関わりを持っており、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが大切です。

市民意識調査では、人権を侵害されたと感じている人では、パワー・ハラスメントや、職場での仲間はずれやいじめを経験している割合が高くなっています。特に、民間企業の従業員では、人権侵害を感じたことのある人の6割以上が、パワー・ハラスメントを経験しています。また、結婚や出産の際に女性が仕事を続けにくい社会環境や、職場における差別待遇への問題意識が高まっています。

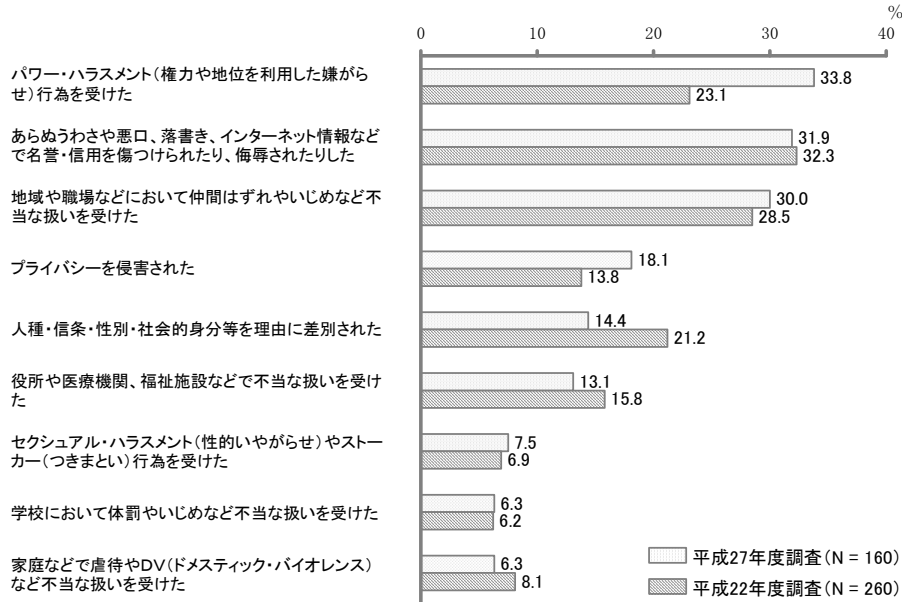
その一方で、採用時に身元を調査することを当然と感じる人が最も多くなっているなど、雇用や就労の機会を不均等にする意識が根強く残っていることがみてとれます。

今後、職場において、人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、啓発活動や教育機会の充実など、人権意識を高めていくことが必要です。また、性別や出自などによらない、雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、様々な事情を持つ人が働き続けられる体制を今後も整えていくことが重要です。



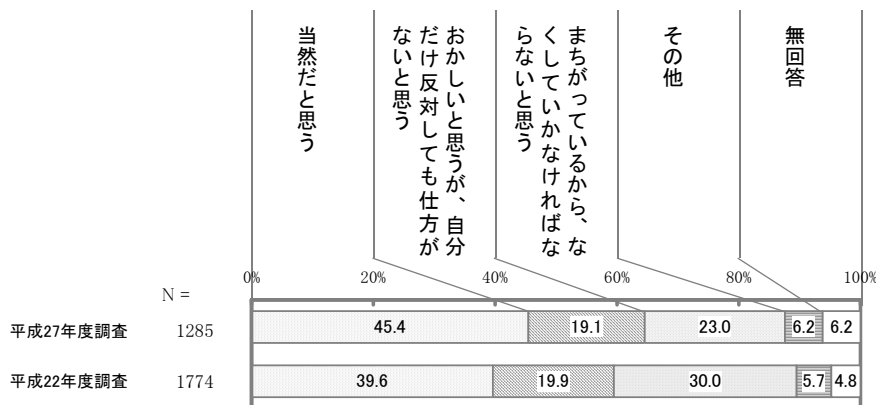
【調査結果】

自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。(複数回答)【再掲】



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

企業が採用選考のときに身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

(1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実

企業等においては、コンプライアンス（法令遵守）の取組を取り入れる動きが広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同参画社会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、高齢者や若年層など就労困難層の雇用、個人情報やプライバシーの保護や環境保護など、人権問題解決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の主体的な人権教育・啓発を支援します。

① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。

- ・企業等に対して研修教材としてのリーフレットなどの作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。
- ・人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報の保護や情報管理に関する啓発を行います。
- ・広報誌などにより伝統産業などを紹介します。
- ・商工会との連携に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、産業振興課

(2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境を整備するよう、労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消を目指し、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を進めます。

① 雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。

- ・企業等における人材の採用に当たっては、個人の能力と適正に基づく公正な採用選考の確立を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、周知徹底に努めます。
- ・就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。
- ・巡回労働相談や特定社会保険労務士による派遣労働相談を実施します。

[主な担当課] 人権推進課、産業振興課



(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められます。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対して、研修やパンフレット配布等による人権教育・啓発の充実に努めます。

① 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき人権感覚を身につけられるよう、研修や学習機会を一層充実します。
- ・より高い人権意識を持って職務に従事できるよう、市職員の講演会などへの参加促進を図り、市民に対して人権尊重を基本とする接遇・市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、人事秘書課

② 教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・保育士、教職員が人権尊重に対する理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していくために、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

[主な担当課] 学校教育課、子育て支援課、生涯学習課

③ 福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・福祉関係、保健・医療関係、消防の業務に従事する者に対して、個人情報や虐待防止など人間の尊厳に対する認識を深められるよう、人権啓発の推進及び職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

[主な担当課] 社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課、市民病院事務局、安全安心課



4 人権擁護の推進

○ 現状と課題

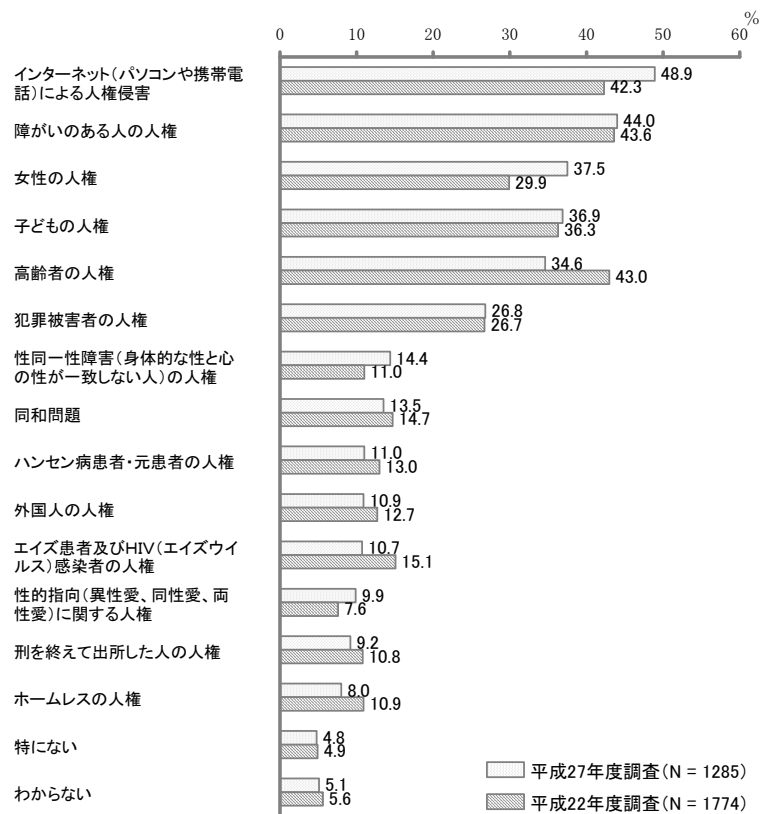
インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用し、ホームページの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みや、個人情報を暴き立てる行為など、人権侵害や差別を助長しています。市行政の業務の遂行に当たっては、多くの個人情報が収集、利用、管理されており、職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、実際に個人情報の保護を実践できることが重要です。

市民意識調査では、日本の社会における重要な人権問題として、インターネットによる人権侵害を挙げる割合が最も高くなっています。次いで、障がいのある人の人権の割合が高くなっています。また、女性の人権では、平成22年度市民意識調査と比較すると、7.6ポイント上昇しています。

こうした状況から、今後は、個人情報保護の体制強化と、プライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発活動を引き続き推進していく必要があります。また、インターネットやプライバシーの問題に対する相談窓口や支援体制を充実するとともに、相談窓口や支援制度の情報の周知徹底を図ることが必要です。

【調査結果】

日本の社会における人権に関わる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査(平成27年度)

○ 取組の方向性

(1) 個人情報保護の体制強化

市民に関する個人情報の適正な収集、利用、管理などを徹底するため、市職員の意識向上や個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

① 市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。

- ・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。
- ・個人情報の適切な管理体制や、個人情報に関する業務を適切に遂行できるよう、個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

[主な担当課] 総務課、市民課、企画政策課

(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

様々な人権問題に対する悩みや差別の解消に向けて、市民が相談やサービスを利用しやすくなるよう、相談・支援体制を充実します。

① 様々な人権問題に対する相談・支援体制を充実します。

- ・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。
- ・女性や子どもに関する相談や高齢者・障がいのある人の権利擁護に関わる相談など、それぞれの分野別での相談窓口の充実に向け、相談員の資質向上と相談関係機関との連携を図ります。
- ・DVなどの暴力や虐待の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者への支援に取り組みます。
- ・虐待を発見した場合の通報義務について、周知と啓発を行うとともに、虐待対応マニュアルを作成し、関係機関との連携による迅速な対応ができる体制を整えます。
- ・専門機関や関係機関、関係団体などと、あま市虐待等防止ネットワーク協議会のネットワークによる効果的かつ効率的な相談体制の構築を進めます。
- ・多様な人権問題に対して、人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発活動を充実します。

[主な担当課] 人権推進課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課





第4章

重要課題と取組の方向性

1 女性

○ 現状と課題

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。平成27年（2015年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

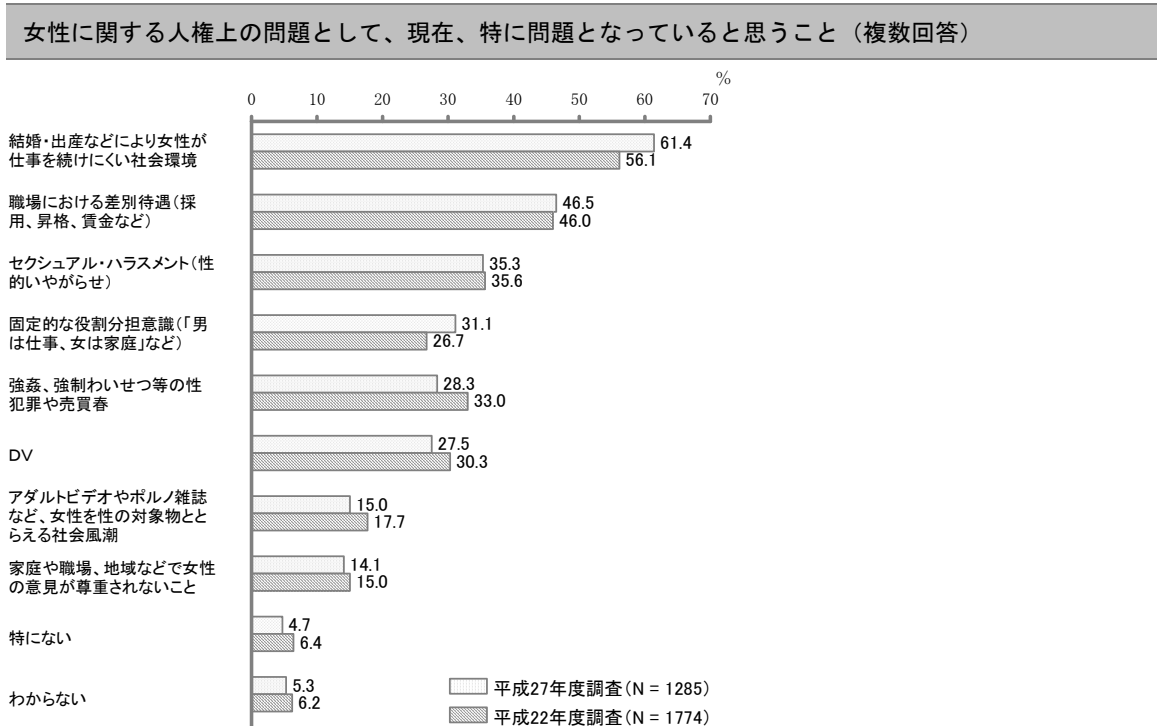
市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」（61.4%）、「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」（46.5%）と、回答した人の割合が4割を超えており、前回の調査に比べ高くなっていることから、仕事と家庭の両立のための社会環境の整備や、男女が共に不平等感を持たない雇用に向けた取組や支援が必要とされています。

また、男女間の暴力に関しては、平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいとされています。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題があります。

今後は、「あま市男女共同参画推進条例」平成24年（2012年）4月施行に基づき策定した「あま市男女共同参画プラン」により、家庭はもとより社会全般において性別による差別を解消し、男女が共に心豊かに生き生きと生活し、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていく必要があります。

女性の人権に関する動向	
昭和60年（1985年）6月	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）締結
平成11年（1999年）6月	「男女共同参画社会基本法」施行
平成12年（2000年）11月	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行
平成13年（2001年）10月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行
平成22年（2010年）12月	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成24年（2012年）	4月 「あま市男女共同参画推進条例」施行
	6月 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定
	9月 「あま市男女共同参画プラン」策定
平成27年（2015年）	4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正法施行
	9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行
	12月 「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成29年（2017年）	1月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）改正法施行
	3月 「あま市男女共同参画プラン（改訂版）」策定

【調査結果】



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画や男女平等の意識の高揚に向けて、生涯にわたる学習及び啓発の充実を図ります。

① 男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。

- ・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。
- ・男女共同参画が生活の中に定着するために「男女共同参画週間・月間」などの取組を広報紙、パンフレット、ホームページなどの各種媒体により啓発します。
- ・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、様々な学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。
- ・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成が図れるよう、啓発活動を推進します。

[主な担当課] 人権推進課、生涯学習課

(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）への啓発とともに、女性の職業能力開発・就労継続への支援など、女性の人権が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

① 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。

- ・仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備、関係法制度などの広報・啓発、情報提供などについて、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。
- ・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時預かり、延長保育を充実します。
- ・ひとり親家庭への就業支援を充実します。

[主な担当課] 人権推進課、子育て支援課、産業振興課



(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図ります。

① 女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。

- DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。
- あま市DV防止計画を推進します。

[主な担当課] 人権推進課

② 女性に対する暴力の被害者支援を充実します。

- 女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。
- 被害者の状況に応じて迅速に対応できるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備充実に努めます。

[主な担当課] 子育て支援課、産業振興課、人権推進課、関係各課

(4) 女性のエンパワーメント※

男女共同参画によるまちづくりを更に推進していくために、女性が自らの意見を表明して行動を起こしていく能力を身につけ、高めていくとともに、様々な政策・方針の決定に参画できる体制を整備します。

① 意思決定機関への女性の参画を促進します。

- 審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。
- 男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、地域活動などの意思決定機関への女性の参画、女性リーダーの育成の促進を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、人事秘書課、生涯学習課

② 女性活躍推進法に基づく事業に関する情報提供を充実します。

- 女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための取組の情報提供を推進します。

[主な担当課] 人権推進課

※エンパワーメント・・・女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。



(5) 生涯を通じた健康支援

各ライフステージに応じた健康づくりへの支援や相談、各種検診等の充実を図り、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、必要な支援を推進します。

① 心とからだの健康づくりを支援します。

- 男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供を行います。
- 健康な食生活や食育、がんをはじめとする生活習慣病予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、健康教室・健康相談事業等を充実します。

[主な担当課] 人権推進課、健康推進課

② 性差を踏まえた健康づくりを支援します。

- 女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、その不安を少しでも取り除くための教育・相談体制を充実します。
- 女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・治療につなげるため、適切な知識やがん検診の必要性について情報提供、普及啓発を図ります。

[主な担当課] 健康推進課、子育て支援課



2 子ども

○ 現状と課題

現在、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン・携帯電話、携帯ゲーム機などの普及などにより、著しく変化しています。こうした中で、児童虐待、いじめなどの人権侵害や、不登校、ひきこもり、子どもの貧困などの子どもをめぐる問題が深刻化しています。さらに、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもを取り巻く環境はますます悪化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担が増大しているといえます。国民生活基礎調査では平成24年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態とされています。

市民意識調査によると、子どもに関する人権上の問題については、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」（79.8%）、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」（63.2%）、「インターネット（パソコンや携帯電話）を使ってのいじめ」（56.9%）が上位に挙げられ、前回調査と同様に、児童虐待やいじめが課題となっています。

このような状況の中、子どもも一人の人間であるということを認識し、その意見や気持ちを尊重しながら、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題・解決のために相談・支援体制の充実が重要となっています。

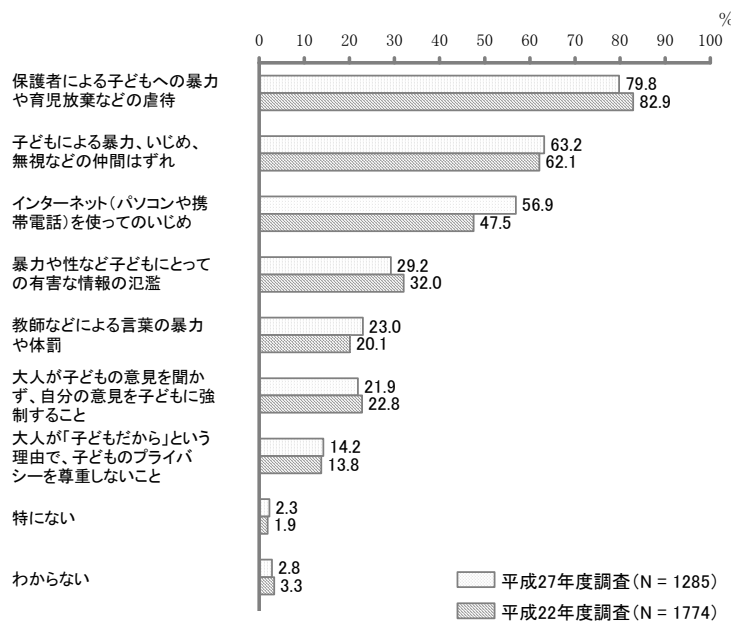
子どもは権利の主体であり、大人と共に社会を構成するパートナーです。平成27年（2015年）3月「あま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校などと連携を深め、一体となった取組が必要とされています。



子どもの人権に関する動向	
平成6年（1994年）4月	「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）締結
平成10年（1998年）4月	「児童福祉法」改正
平成11年（1999年）5月	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行
平成12年（2000年）11月	「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行
平成22年（2010年）4月	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成25年（2013年）9月	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26年（2014年）1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）施行
平成27年（2015年）3月	「少子化社会対策大綱」策定
	「あま市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成28年（2016年）4月	「あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例」施行

【調査結果】

子どもに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する意識を広く市民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

① 子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。

- 子どもが権利の主体として尊重されるよう、市民に「子どもの権利条約」の趣旨を周知徹底し、啓発活動を推進します。
- 「児童福祉週間」など、家族がふれあう機会を啓発します。
- 子育て中の親への情報提供や、就学中の子どもを持つ親を対象とした学習講座など、子どもの人権に関する学習機会を充実します。
- 子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見をいかに提供に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、企画政策課

(2) 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもの成長過程に応じた適切な子育てを保護者が行うことができるように支援し、子どもの豊かな人間性を育み、健やかに育つ環境づくりを、家庭や地域、学校、子育て支援機関など地域全体が一体となって総合的に推進します。

① 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

- 子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。
- 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身につけることができるよう、教育環境の整備を推進します。
- ボランティア活動等、地域への参加活動や自然体験活動の場を提供し、様々な体験と出会いの中で、社会の一員としての自覚を促し、子どもの健全育成に努めます。
- 障がい児を抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、障がい児教育や保育をはじめ、外部等人材の協力による子育て支援を充実します。

[主な担当課] 子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、健康推進課



(3) 人権教育（保育）の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であるため、子どもの発達段階における人権教育（保育）を推進するとともに、子育て家庭に対する相談・助言を行います。また、子どもの幸せを第一に考えた子育て支援を充実します。

① 人権教育（保育）を推進します。

- ・ 保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切に育てる保育」の推進に努めます。
- ・ 保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修の充実を図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営にいかすように努めます。

[主な担当課] 子育て支援課、人権推進課

② 子どもの人権を尊重する子育て支援を充実します。

- ・ 子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行います。
- ・ 子どもの幸せを第一に考え、子育て支援サービス及び保育サービスの利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービス提供体制の整備を行います。

[主な担当課] 子育て支援課、人権推進課

(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努め、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、これらの問題の予防、早期発見、早期解決に向けた体制づくりを強化します。

① 児童虐待の防止への取組を推進します。

- ・ 児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。
- ・ 児童虐待を防止するため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、保健、医療、福祉、学校、警察等の関係機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応し、さらに、被虐待児童の適切な保護や家族再統合支援に至るまでの総合的、組織的な体制を推進します。

[主な担当課] 子育て支援課、健康推進課

② いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。

- ・ スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取組により、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話しあう機会を提供します。
- ・ 引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処するため、関係機関との連携に努めます。
- ・ あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年（2016年）施行）に基づき、いじめ防止等に向けた取組を推進します。

[主な担当課] 学校教育課

3 高齢者

○ 現状と課題

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が急速に進展する中、高い就労意欲を有する高齢者が培ってきた知識と経験をいかし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要となっています。そのため、団塊の世代をはじめ高齢者の能力を地域でいかす取組が求められています。

平成18年（2006年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

市民意識調査によると、高齢者に関する人権上の問題については、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」（57.0%）、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」（51.4%）、「病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的等の虐待があること」（32.1%）が前回調査と同様に上位に挙げられ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

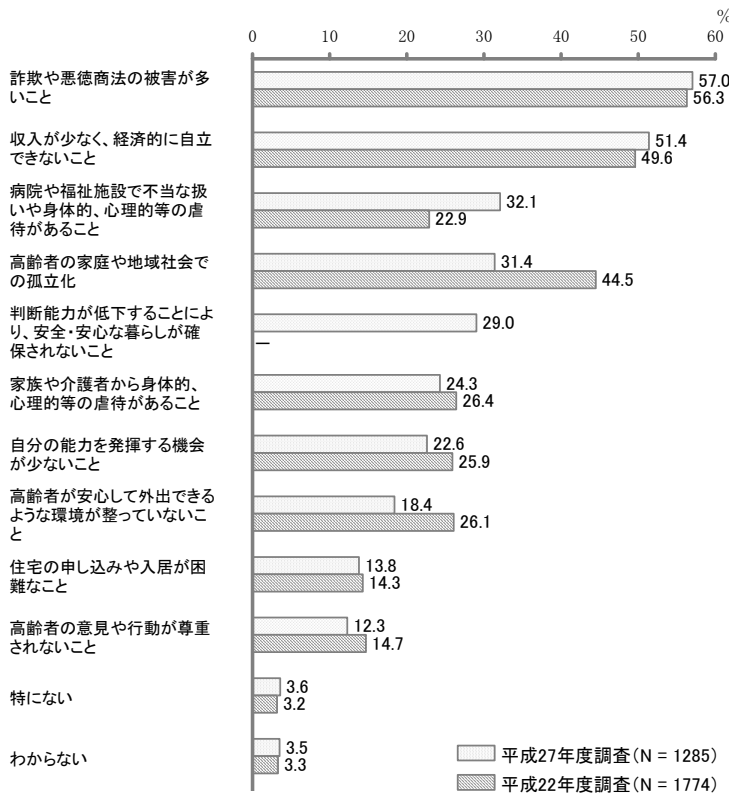
高齢者の人権が尊重され、自らの経験と知識を生かし、生きがいと健康づくり、そして地域社会に積極的に貢献できる機会を増やしていくことが必要です。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、高齢者虐待への対応、悪質商法や詐欺から高齢者を守るための支援など、高齢者の権利擁護を促進するとともに、地域の高齢者の見守り、住民相互の支えあいが求められています。



高齢者の人権に関する動向	
平成18年（2006年）4月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
12月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

【調査結果】

高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）



○ 取組の方向性

(1) 高齢者に対する理解の普及

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識の普及や高揚を図るための啓発を推進します。

① 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動を充実します。

- ・市民が高齢者の人権や高齢化についての理解を深めるために、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体とともにパンフレットなどによる啓発を充実します。
- ・認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう、啓発活動を実施するとともに、認知症サポーターの養成を推進します。
- ・子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。

[主な担当課] 人権推進課、高齢福祉課、学校教育課

(2) 安心して暮らすための支援

高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉・介護サービス等の充実を図ります。

① 利用者本位の福祉・介護サービス等の提供を充実します。

- ・高齢者を介護、福祉、保健、医療など様々な面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。
- ・高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供するとともに、介護を担っている家族に総合的な支援を図ります。
- ・あま市高齢者地域見守り協力に関する協定など、高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。
- ・高齢者虐待に対応するためのマニュアルの活用や、虐待防止ネットワークの充実を図ります。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等に対する地域の支えあいの体制づくりを推進します。
- ・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

[主な担当課] 高齢福祉課、健康推進課、社会福祉課、保険医療課

(3) 高齢者の生きがい活動への支援

多くの高齢者が生きがいを見だし、生きがいのある生活を持続することができるよう、住み慣れた地域で、様々な分野で活躍できる場所及び機会を提供します。

① 地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。

- ・高齢者が培ってきた経験や知識、能力を発揮し、社会参加できる環境づくりを進めるため、高齢者の学習機会及びボランティアなどの活躍の機会を充実します。
- ・老人福祉センター、公民館など身近な場所での高齢者を対象とした生涯学習の場を確保し、地域にあわせた活動や交流ができるよう支援します。
- ・高齢者が生きがいのある充実した生活が送れるよう、シルバーカレッジやスポーツ・レクリエーション活動や各種講座の開催など、生涯を通じて学習できる機会を充実します。

[主な担当課] 高齢福祉課、生涯学習課、人権推進課、スポーツ課

(4) 権利擁護の充実

関係機関によるネットワークを活用した高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見制度についての情報提供、悪質商法や詐欺の被害を抑止する対策など、高齢者の権利擁護に関する取組を推進します。

① 高齢者に対する権利擁護についての情報提供を充実します。

- ・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会と連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。
- ・高齢者虐待に対応するためのマニュアルの活用や、早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。

[主な担当課] 高齢福祉課、人権推進課

② 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。

- ・地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を、社会福祉協議会と連携し充実します。
- ・高齢者に関する詐欺や悪徳商法などに関する消費者相談体制を充実します。

[主な担当課] 高齢福祉課、産業振興課、人権推進課



(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるよう、愛知県「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

① 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

- ・高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

[主な担当課] 都市計画課、土木課



4 障がいのある人

○ 現状と課題

本市では「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画」に基づき、「ともにあゆむ自立支援社会」の構築を目標に、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して、暮らし、自ら進んで社会活動に参加できるような自立と共生社会の実現を目指しています。

市民意識調査によると、障がいのある人に関する人権上の問題については、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」(52.1%)、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」(45.8%)、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」(31.2%)が上位に挙げられ、前回と同様に、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりが課題となっています。

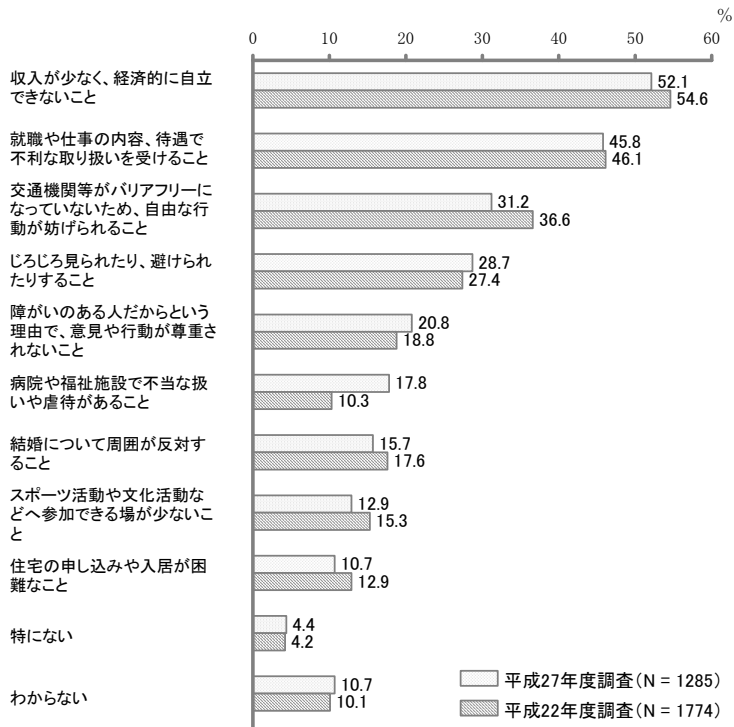
こうした中で、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、行政の制度だけでなく、地域住民や当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア、自治会などが協力して行う地域の支えあいとともに、すべてのライフステージにおける施策の充実が重要です。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深める必要があります。

障がいのある人の人権に関する動向

昭和45年（1970年）5月	「心身障害者対策基本法」施行
昭和50年（1975年）12月	「障害者の権利宣言」国連採択
平成5年（1993年）12月	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
平成14年（2002年）10月	「身体障害者補助犬法」施行
平成16年（2004年）6月	「障害者基本法」に「障害を理由とする差別禁止」の規定追加
平成17年（2005年）4月	「発達障害者支援法」施行
平成18年（2006年）12月	「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）国連採択
平成23年（2011年）8月	「障害者基本法」改正法施行
平成24年（2012年）10月	「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行
平成25年（2013年）4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行
平成26年（2014年）1月	「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）批准
平成28年（2016年）4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行

【調査結果】

障がいのある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）



○ 取組の方向性

(1) 障がいのある人に対する理解の普及

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいのある人に対する理解の普及・啓発を推進します。

① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。

- ・障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報誌、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。
- ・障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。
- ・障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。
- ・障害者差別解消法の施行に伴い、障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発を促進します。
- ・広報誌やホームページ等を通じて、障害者差別解消法の周知を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、社会福祉課、学校教育課

② 障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めます。

- ・障がいのある人に対する理解を深めるために、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や体験活動など、交流、ふれあいの機会を充実します。
- ・障がいのある幼児等との統合保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充や、学校教育において福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。

[主な担当課] 社会福祉課、学校教育課、子育て支援課

(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援

障がいのある人の地域における自立・社会参加において、雇用・就労、文化、スポーツ・レクリエーション活動は重要であり、障がいのある人の特性に応じた体制整備及び支援を行います。

① 障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。

- ・障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。
- ・障がいのある人が適切な職業に従事することができるよう、職業訓練・就業あっせんのため、障がい者施設やハローワークとの連携を図ります。
- ・障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるよう、関係機関と連携して支援します。
- ・障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。

[主な担当課] 人権推進課、社会福祉課

② 障がいのある人の社会参加の機会の提供を支援します。

- ・障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳者による窓口対応や派遣等、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーション活動等においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会や場の提供を支援します。また、障がい者団体の活動を支援します。

[主な担当課] 社会福祉課、スポーツ課

(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場の充実を図ります。

① 未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。

- ・満1歳から就学前の心身の発達の遅れ、またはそのおそれのある子どもを対象とした親子通園事業や、未就学児を対象とした障害児通所支援（児童発達支援事業）を活用して、療育支援や発達支援を実施します。
- ・学校における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進します。
- ・就学児を対象とした障害児通所支援（放課後等デイサービス）や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。
- ・地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。

[主な担当課] 学校教育課、社会福祉課、子育て支援課

(4) 権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳を持って生きることができるよう、権利擁護について、関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、相談・支援事業を充実します。また、障がいによる差別や虐待を防止する取組を充実します。

① 障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。

- ・障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制を充実します。
- ・相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や実施体制を整備します。
- ・障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。

[主な担当課] 社会福祉課、人権推進課

(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。

① 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

- ・障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、バリアフリーに配慮するとともに、すべての市民に配慮したユニバーサルデザインの公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

[主な担当課] 都市計画課、土木課



5 同和問題

○ 現状と課題

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。しかしながら、被差別部落出身という理由で、住む場所や仕事（就職）、結婚など生活の様々な場面で差別を受け、人権を侵害されている人たちがいます。

昭和40年（1965年）、国の同和对策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に係る内閣総理大臣に対する答申の中で、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられました。

そして、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が施行され、その後33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、同和問題の解消に向けて諸施策を講じてきました。

その結果、同和地区の道路の拡幅をはじめとする住環境の整備は一定の成果をあげることができました。

こうした取組により、同和問題は解決されたかに見えますが、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売など、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根強く残っており、また、インターネット上での差別事象などは拡大傾向にあります。また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっています。

市民意識調査によると、結婚相手を決める時、家柄や血筋を問題にする風習は「当然だと思う」の割合が20.2%となっている一方、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」の割合は前回調査に比べ減少しています。これまで積み上げた成果を踏まえ、より一層、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広める教育・啓発を推進していくことが求められます。

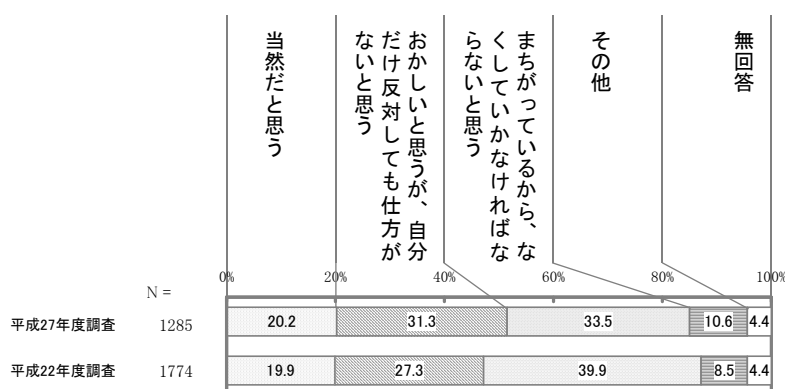
平成28年（2016年）12月には「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

同和問題に関する動向

昭和44年（1969年）7月	「同和对策事業特別措置法」施行
昭和57年（1982年）4月	「地域改善対策特別措置法」施行
昭和62年（1987年）4月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）施行
平成12年（2000年）12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
平成28年（2016年）12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）施行

【調査結果】

結婚相手を決める時、家柄や血筋を問題にする風習について



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）



～ 人権週間パネル展 ～



～ 人権ふれあいセンター陶芸教室 ～

【部落の皮革産業】

あま市人権ふれあいセンターでは、長きにわたり受け継がれてきた皮革関連製品の製造工程、技術力を広く市民の方々に知っていただくことを目的として、靴職人による製造工程のサンプル展示等を実施しています。



○ 取組の方向性

(1) 人権・同和教育及び啓発の推進

同和問題の歴史的背景などに関する教育・啓発に努めるとともに、市民参加のあらゆる機会を通して人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

① 差別意識の解消に向けて啓発活動を推進します。

- ・同和問題に対する市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。
- ・同和問題についての学習機会の提供を充実します。
- ・国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和問題についての情報収集と正しい知識の周知を図ります。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

② あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

- ・学校教育や社会教育における人権・同和教育を進めるために、教職員等を対象とした人権研修の充実を図ります。
- ・行政、学校、地域などが連携し、人権教育に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

(2) 人権ふれあいセンターの有効活用

人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。

① 人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取組を充実します。

- ・人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。
- ・人権に関する調査・研究を進めるとともに、人権意識の高揚と啓発を図るため、各種講座の開催と情報発信を充実します。
- ・地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など、地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。

[主な担当課] 人権推進課

(3) 「えせ同和行為」の排除

同和問題を解決する上で大きな阻害要因となっている、えせ同和行為の排除のため、関係機関との情報交換や連携に取り組めます。

① えせ同和行為排除を推進します。

- ・同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。
- ・えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるよう、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。

[主な担当課] 人権推進課

6 外国人

○ 現状と課題

経済をはじめとする様々な分野でボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及んでいます。リーマンショックに端を発した経済不況により、近年、製造業に携わる外国人が大きく減少しているものの、現在でも多くの外国人が日本で暮らしています。

そのような中で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否や、一部の外国人の不法就労や犯罪などで市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していく上で、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。そのような中で、平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題については、「地域社会での受け入れが十分でないこと」（30.1%）が最も高く、地域における共生社会の形成が課題となっています。また、「保健・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入れないこと」（26.7%）、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」（22.3%）、も前回と同様に上位に挙げられ、外国人の社会保障も大きな課題となっています。

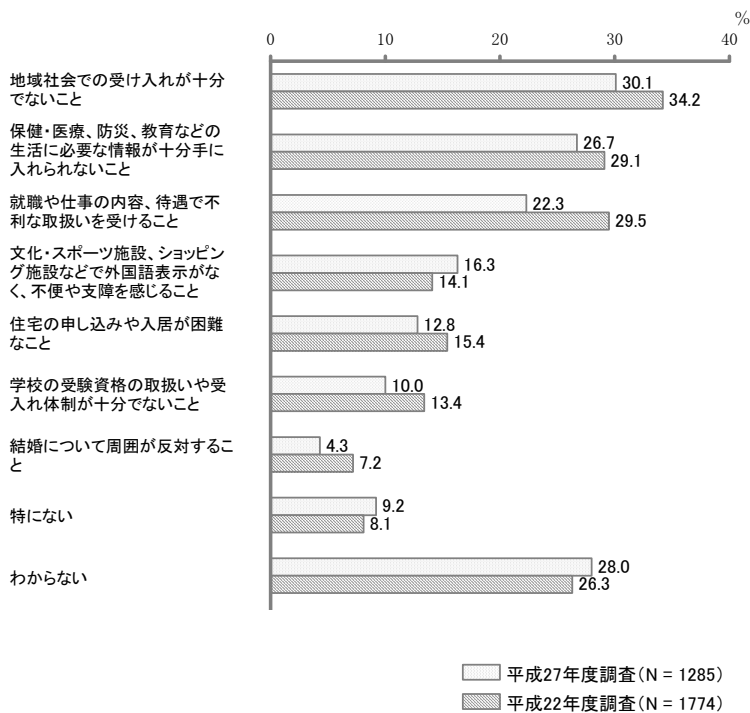
こうしたことから、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、市民が異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができる環境をつくり、国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会を進める必要があります。



外国人の人権に関する動向	
平成18年（2006年）3月	「地域における多文化共生推進プラン」策定
平成24年（2012年）7月	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行
平成28年（2016年）6月	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行

【調査結果】

日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）



○ 取組の方向性

(1) 多文化共生社会の推進

多文化共生社会の実現と外国人に対する偏見や差別の解消に向け、国際理解の浸透に向けた教育の充実を図るとともに、外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進や地域の国際交流活動へ多くの市民の参加促進を図ります。

① 多文化共生社会を推進するための機会を充実します。

- ・日本人及び外国人が互いの文化を学び、交流する機会を充実します。
- ・外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。

[主な担当課] 企画政策課、生涯学習課

② 在住外国人児童・生徒への教育環境を充実します。

- ・各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成します。
- ・在住外国人児童・生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を図ります。

[主な担当課] 学校教育課

(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

在住外国人が地域の一員として受け入れられ、安心した生活を送れるよう、外国人に対する情報提供や相談支援を充実するなど、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

① 在住外国人への情報提供や相談支援を充実します。

- ・防災マップや生活便利帳など市民サービス、住まいや生活について、市の広報物やホームページにおける多言語による情報提供及び相談支援の充実を図ります。
- ・市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。
- ・相談時において関係情報を入手します。

[主な担当課] 企画政策課、人事秘書課、人権推進課



7 HIV感染者・ハンセン病患者等

○ 現状と状況

「らい予防法の廃止に関する法律」（平成8年（1996年））の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）（平成21年（2009年））の施行等を通して、人々の偏見と差別を払拭し、ハンセン病患者（元患者）が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取組が進められています。ハンセン病やHIV（エイズウイルス）をはじめとする感染症などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要です。

市民意識調査によると、エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題については、「偏見により差別的な言動を受けること」（36.3%）、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」（29.4%）が前回と同様に、上位に挙げられています。ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題については、「怖い病気といった誤解があること」（28.9%）、「偏見により差別的な言動を受けること」（25.4%）、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（24.8%）、が上位に挙げられています。しかしエイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題ともに「わからない」という回答が最も高く、認識の低さがうかがわれます。

このようなことから、感染症に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

HIV感染者・ハンセン病患者等に関する動向

平成8年（1996年）4月	「らい予防法の廃止に関する法律」制定
平成11年（1999年）4月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
平成21年（2009年）4月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）施行

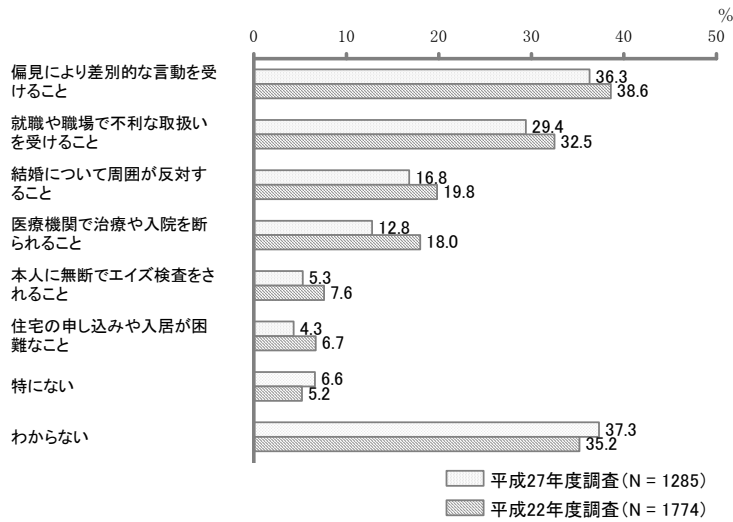
【ハンセン病と故小笠原登博士】

あま市人権ふれあいセンターでは、ハンセン病治療にご尽力されたあま市（旧甚目寺町）出身の医学博士・故小笠原登博士の功績を称え、その当時の遺品・遺稿の展示及びハンセン病問題に関するパネル等を展示しています。



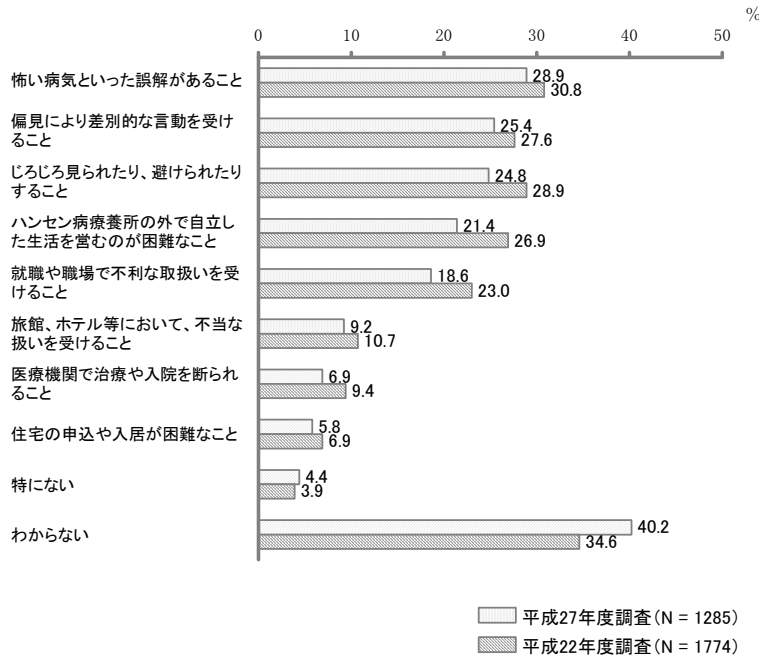
【調査結果】

エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

ハンセン病患者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

ハンセン病やHIV感染症などについての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者（元患者）やHIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を行います。

① 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。

- HIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別を解消し、エイズやHIV感染に対して正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。
- ハンセン病患者（元患者）に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。
- ハンセン病問題に関する講演会や啓発ビデオの貸出し、学習機会の充実を図ります。
- 「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により感染症の偏見や差別意識の解消に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、健康推進課、学校教育課

(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

保健・医療の連携を図り、感染症に対する予防教育を実施するとともに、健康づくりを支援します。

① 感染症発症の予防と健康づくりを支援します。

- 感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのための予防教育の充実を図ります。
- 保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種検診・健康診査、早期発見及び治療に向けた取組の充実を図ります。
- 感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談・支援体制の連携強化を図ります。

[主な担当課] 健康推進課



～ 市民人権講座・ハンセン病問題に関する学習会 ～

8 性的マイノリティ

○ 現状と課題

我が国では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が平成16年（2004年）7月に施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。さらに、平成20年（2008年）に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。

しかし、性的マイノリティ（LGBT等）※に対する知識や理解はまだ低い中、偏見や差別の壁に苦しむ人々がいます。

市民意識調査によると、性的マイノリティに関する人権問題については、「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」（30.4%）、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」（23.0%）、「本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」（21.2%）が上位に挙げられ、性的マイノリティに対する周知・啓発を行っていくことが求められています。

今後は、アンケート調査票における多様な性に対応した表記方法の検討など、生活における様々な面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた取組が必要とされています。

性的マイノリティの人権に関する動向

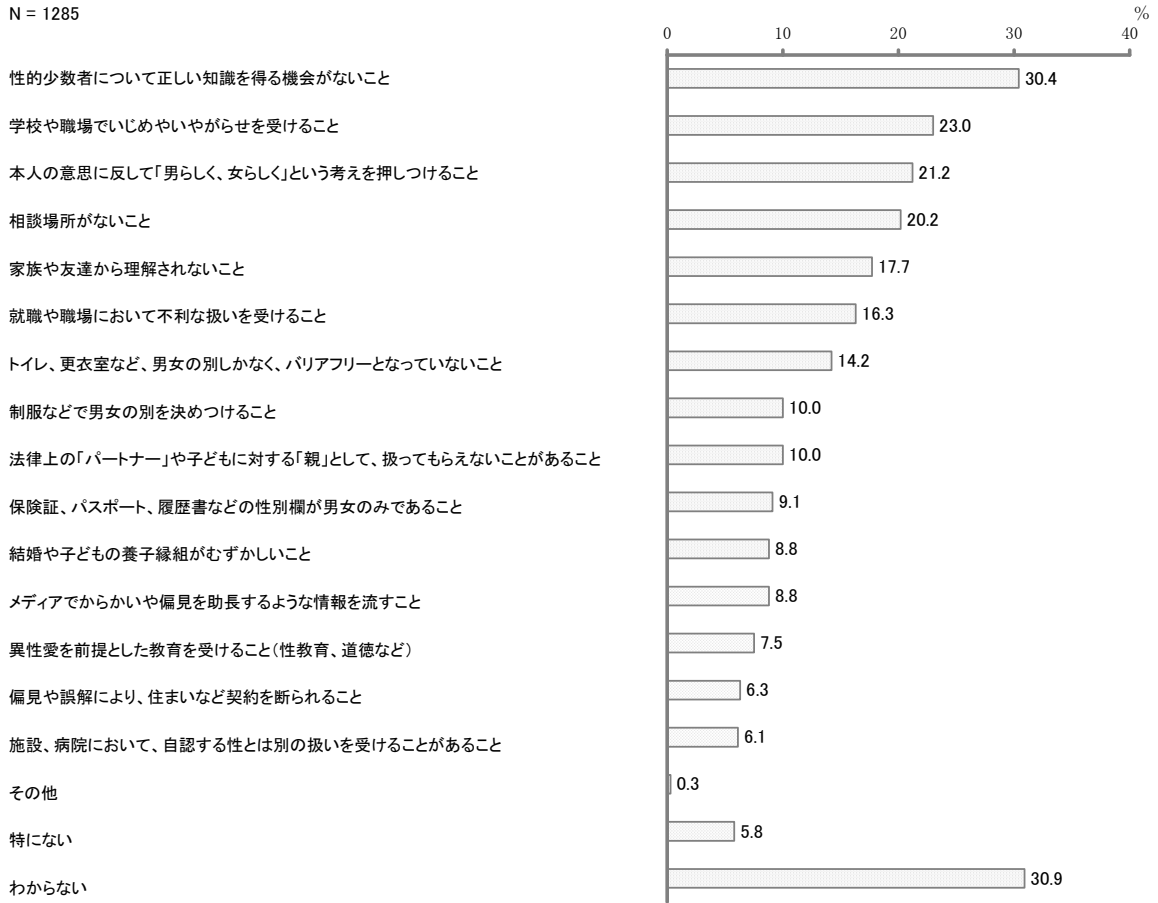
平成16年（2004年）7月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）施行
平成20年（2008年）6月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）改正法施行



※性的マイノリティ（LGBT等）・・・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人））や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含みます。

【調査結果】

性的マイノリティに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

(1) 性的マイノリティ（LGBT等）の理解の推進

性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深めるための啓発活動に努め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる人権啓発に努めます。

① 性的マイノリティ（LGBT等）への理解の促進

- 性的マイノリティ（LGBT等）に関する情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進します。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

9 インターネットによる人権侵害

○ 現状と課題

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用したホームページの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みは、差別を助長しています。

市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題については、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載すること」(67.9%)、「個人情報などが流出していること」(57.7%)、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」(54.2%)が前回調査と同様に、上位に挙げられ、発信者の秘匿性を悪用した問題に加えて個人情報管理の問題も挙げられています。

こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。また、インターネットを利用する人、しない人などにより情報格差が発生しないよう、情報提供を充実するとともに、インターネット上でのモラルなどについて正しい知識や理解を深める学習機会の充実が必要です。さらに、インターネット利用者の低年齢化が進んでおり、子どもたちへの指導、教育が重要となっています。

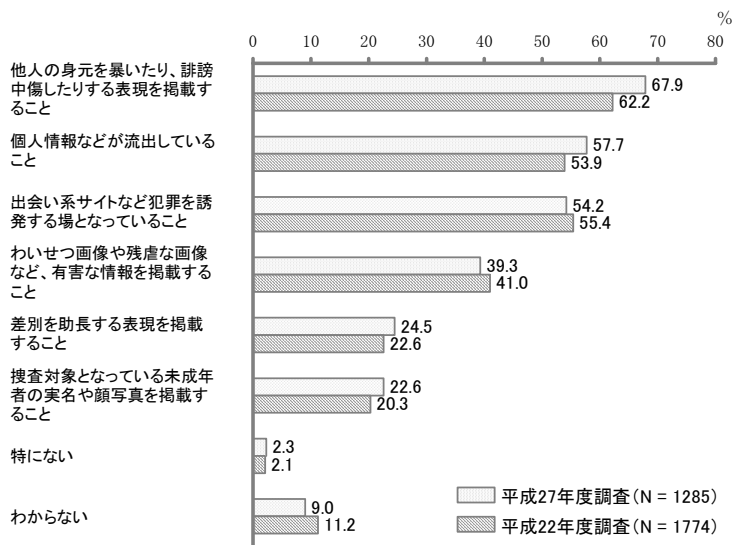


インターネットによる人権侵害に関する動向

平成14年（2002年）5月	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）施行
平成15年（2003年）5月	「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）施行
平成20年（2008年）12月	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）改正法施行
平成21年（2009年）4月	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）施行

【調査結果】

インターネットによる人権侵害の問題として、現在、特に問題となっていると思うこと（複数回答）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

○ 取組の方向性

(1) インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用と、個人のプライバシーを守るための教育・啓発活動を推進します。

① インターネットの正しい利用を啓発します。

- ・ 市民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。
- ・ 児童・生徒・保護者に対してパソコンや携帯電話を利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。
- ・ インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダなどに対する申入れなどの適切な対応に努めます。

[主な担当課] 人権推進課、学校教育課

(2) 情報格差が生じない社会づくり

インターネットなどが普及する中で、インターネットなどの利用が困難な人に対する情報提供を充実します。

① 誰もが平等に情報を得られるよう、情報提供を充実します。

- ・ 紙媒体など、様々な媒体を活用した情報提供を図ります。
- ・ 視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。

[主な担当課] 企画政策課、社会福祉課



10 様々な人権問題

○ 現状と課題

これまでに取り上げた以外にも、我が国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレスなどに対する偏見や差別、また、北朝鮮当局による拉致被害、人身取引被害などの人権問題があります。

私たちの社会は実に多様な人々が共に暮らしています。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、様々な人権問題について理解を深める必要があります。また、様々な状況で人権が脅かされる可能性があり、それぞれの問題の状況に応じて、その解決に資する人権教育・啓発に関する取組が必要です。

様々な人権問題に関する動向

平成9年（1997年）7月	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法、アイヌ新法）施行
平成14年（2002年）8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）施行
平成18年（2006年）6月	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）施行

○ 取組の方向性

（1）様々な人権問題に対する正しい理解の普及

人権に関するその他の問題や新たに発生する問題等について、市民が正しく理解することができるよう、本計画の趣旨に沿って情報の収集・把握をし、正しい理解の普及・啓発に努めます。

① 様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。

- ・様々な人権問題に関する研修会や講座による学習機会の提供を図るとともに、広報誌やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。
- ・社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、関係機関と連携して、情報収集・把握を行います。
- ・人権に関する市民意識調査をはじめ、市民の人権に対する意識や関心について把握するために、調査等を行います。

[主な担当課] 人権推進課、関係各課



第5章

計画の推進

1 基本姿勢

人権に関わる個別の課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。

また、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、家庭、地域、学校、事業所などのあらゆる場において、人権施策を推進します。

2 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。

さらに、人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。市内の各種団体などに対しては、本市における人権施策の取組への協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

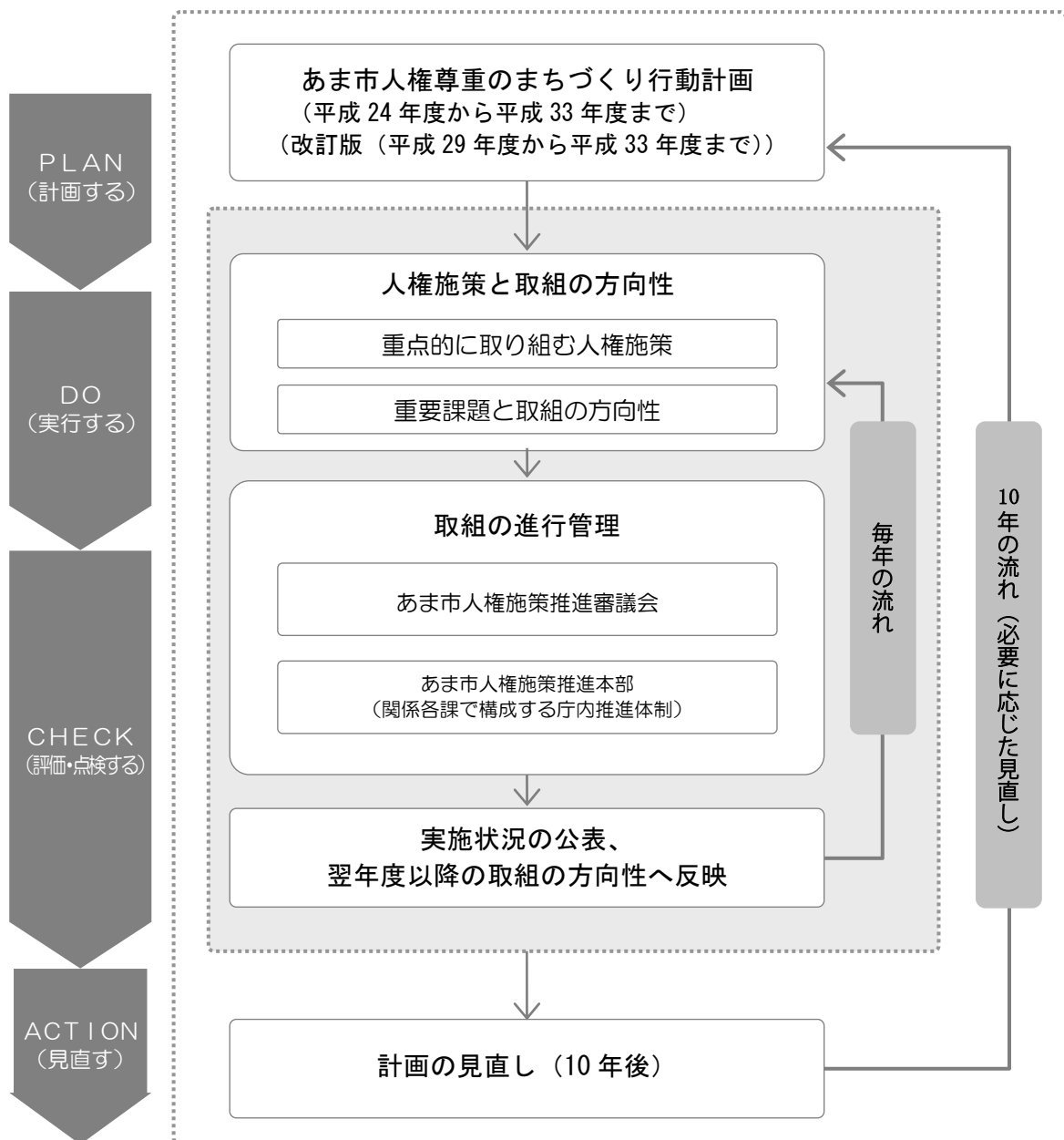


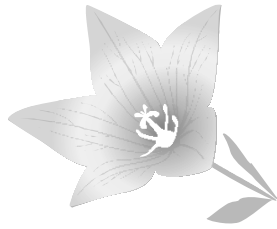
3 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「あま市人権施策推進審議会」、関係各課で構成する「あま市人権施策推進本部」において、事業実績報告及び実施計画を策定し、適切な進行管理を行います。

また、本計画に掲げた内容については、取組の進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5年をめぐり）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取組内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

図 計画の進行管理





資料編

1 人権をめぐる動き	63
2 関連法規等	68
世界人権宣言.....	68
日本国憲法（抄）.....	72
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	75
「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（要旨）.....	76
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.....	77
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律.....	83
部落差別の解消の推進に関する法律.....	85
あま市人権尊重のまちづくり条例.....	86
あま市人権施策推進審議会規則.....	88
あま市人権施策推進審議会委員名簿.....	89
あま市あま市人権施策推進本部要綱.....	90
3 「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」の策定経過	91
策定の経緯.....	91
市民意識調査の概要.....	92
本計画策定の市民意見募集結果.....	92

1 人権をめぐる動き

年	国連等の動き	国の動き
1945年 (昭和20年)	「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」、サンフランシスコで調印	
1946年 (昭和21年)	「国連人権委員会」設置	
1947年 (昭和22年)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行
1948年 (昭和23年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「優生保護法」施行 「民法」改正
1949年 (昭和24年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	「人権擁護委員会法」施行
1950年 (昭和25年)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行 「保護司法」施行 「国籍法」施行
1951年 (昭和26年)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行 「出入国管理及び難民認定法」施行
1952年 (昭和27年)		「外国人登録法」施行
1953年 (昭和28年)	「婦人の参政権に関する条約」採択	「らい予防法」施行
1955年 (昭和30年)		「婦人の参政権に関する条約」批准
1955年 (昭和30年)		「婦人の参政権に関する条約」批准
1956年 (昭和31年)		「国際連合」加盟
1958年 (昭和33年)		「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准
1959年 (昭和34年)	世界難民年(1959~1960年) 「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和35年)	ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	「精神薄弱者福祉法」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和对策審議会」設置
1965年 (昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和对策審議会」答申
1966年 (昭和41年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)」及びその「選択議定書」採択	
1967年 (昭和42年)	「難民の地位に関する議定書」採択	
1968年 (昭和43年)	「国際人権年」	
1969年 (昭和44年)		「同和对策事業特別措置法」施行
1970年 (昭和45年)	「国際教育年」	「心身障害者対策基本法」施行
1971年 (昭和46年)	「人種差別と闘う国際年」 「精神薄弱者の権利宣言」採択	「高齢者雇用安定法」施行

年	国連等の動き	国の動き
1973年 (昭和48年)	「第1次人種差別と闘う10年」(1973~1982年) 「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975年 (昭和50年)	「国際婦人年」 「障害者の権利に関する宣言」採択	
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の10年」(1976~1985年)	
1978年 (昭和53年)		「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
1979年 (昭和54年)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准
1981年 (昭和56年)	「国際障害者年」	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 「難民の地位に関する条約」批准 同和対策協議会「今後における同和関係施策について」意見具申
1982年 (昭和57年)		「難民の地位に関する議定書」批准 「障害者対策に関する長期計画」策定 「地域改善対策特別措置法」施行 「地域改善対策協議会」設置
1983年 (昭和58年)	「世界コミュニケーション年」 「第2次人種差別と闘う10年」(1983~1992年) 「国連・障害者の10年」(1983~1992年)	
1984年 (昭和59年)	「拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択	地域改善対策協議会「今後における啓発活動のあり方について」意見具申
1985年 (昭和60年)	「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
1986年 (昭和61年)	「国際平和年」	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 地域改善対策協議会「今後における地域改善対策について」意見具申
1987年 (昭和62年)		「エイズ問題総合対策大綱」決定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行 「精神衛生法」を「精神保健法」に改正
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 「死刑廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止議定書)」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 「高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定
1990年 (平成2年)	「国際識字年」 「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	
1991年 (平成3年)	「高齢者のための国連原則」採択	地域改善対策協議会「今後の地域改善対策について」意見具申
1992年 (平成4年)		「地対財特法」一部改正 「育児休業等に関する法律」施行
1993年 (平成5年)	「世界の先住民の国際年」 「第3次人種差別と闘う10年」(1993~2002年) 「アジア太平洋障害者の10年」(1993~2002年) 「国連人権高等弁務官」創設 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
1994年 (平成6年)	「国際家族年」 「人権教育のための国連10年行動計画」採択	「児童の権利に関する条約」批准 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉5カ年計画)」策定

年	国連等の動き	国の動き
1995年 (平成7年)	「国際寛容年」 「人権教育のための国連10年」(1995～2004年) 「世界の先住民の国際の10年」(1995～2004年) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正 「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改正 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行
1996年 (平成8年)	「貧困撲滅のための国際年」	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について」意見具申 「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定
1997年 (平成9年)	「貧困撲滅のための国連の10年」(1997～2006年)	「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「地对財特法」一部改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行・「北海道旧土人保護法」廃止 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ
1998年 (平成10年)		「特定非営利活動促進法」施行
1999年 (平成11年)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症新法）」施行・「エイズ予防法」廃止 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（精神薄弱者からの知的障害者への用語改正）」施行 改正「男女雇用機会均等法」施行 改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行 「ゴールドプラン21(高齢者保健福祉5カ年計画)」策定
2000年 (平成12年)	「国際感謝年」 「平和の文化のための国際年」 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「成年後見制度等に関する民法等の一部を改正する法律」施行 「外国人登録法」一部改正（指紋押捺制度全廃） 「介護保険制度」開始 「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正 「民事法律扶助法」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定

年	国連等の動き	国の動き
2001年 (平成13年)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「世界の子どものための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001~2010年)	人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申 新しい「高齢社会対策大綱」策定
2002年 (平成14年)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書(拷問等禁止条約選択議定書)」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「地対財特法」失効 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行(第9条の規定は2003年10月1日施行) 「障害者基本計画」策定 障害者施策推進本部「重点施策実施5か年計画」策定
2003年 (平成15年)	「国連識字の10年」(2003~2012年) 「新アジア太平洋障害者の10年」(2003~2012年)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(拉致被害者支援法)」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行 「裁判の迅速化に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
2004年 (平成16年)	「人権教育のための世界計画」(2005年~)採択	「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」公布 改正「障害者基本法」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について」第1次とりまとめ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 改正「DV防止法」施行
2005年 (平成17年)	「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005~2014年) 「人権教育のための世界計画第1フェーズ行動計画」(2005~2007年) ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」採択	「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「第2次男女共同参画基本計画」策定 「犯罪被害者等基本計画」策定
2006年 (平成18年)	「国連人権委員会」を「国連人権理事会」に改組設立 「障害者の権利に関する条約」採択 「障害者の権利に関する条約の選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について」第2次とりまとめ 「公益通報者保護法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始 「自殺対策基本法」施行 「教育基本法」全部改正 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行

年	国連等の動き	国の動き
2007年 (平成19年)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「強制的失踪防止条約」(日本政府、2007年2月6日署名) 改正「男女雇用機会均等法」施行 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」施行 「男女雇用機会均等対策基本方針」制定
2008年 (平成20年)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について」第3次とりまとめ 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択
2009年 (平成21年)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」施行 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」批准 「消費者安全法」施行
2010年 (平成22年)	「人権教育のための世界計画第2フェーズ行動計画」(2010~2014年)	「子ども・若者育成支援推進法」施行 改正「育児・介護休業法」施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定
2011年 (平成23年)		改正「障害者基本法」施行
2012年 (平成24年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行
2013年 (平成25年)		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)施行
2014年 (平成26年)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策推進法)施行 「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)批准
2015年 (平成27年)	「人権教育のための世界計画第3フェーズ行動計画」(2015~2019年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)改正法施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「少子化社会対策大綱」策定
2016年 (平成28年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行
2017年 (平成29年)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)改正法施行

2 関連法規等

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問

わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（要旨）

項目	主な内容
1 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の趣旨、背景 ・我が国における人権教育の意義 ・人権教育10年に対する基本理念、目標、取り組みの留意点
2 あらゆる場における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の人権尊重の意識を高める教育の推進、人権教育に関する指導内容・方法の充実、教員研修や情報提供による人権教育の支援、大学における人権に関する教育・啓発活動についての取り組みへの配慮
(1) 学校教育における人権教育の推進	
(2) 社会教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等における人権に関する学習機会の充実、識字教育や障害者等の学習機会の充実、指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実
(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害の被害者救済に関する施設の調査研究、人権教育の手法の調査研究、プログラムの開発、国連人権関係文書の普及・広報、教材・資料等の作成による啓発活動、指導者育成、人権に関する情報の整備・充実、企業の公正な採用選考システムの確立の指導・啓発
(4) 特定の職業に従事するものに対する人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者に対する人権教育の推進
3 重要課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取り組みの推進 ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進
(1) 女性	
(2) 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進、児童の権利に関する条約の趣旨・内容の周知、いじめ問題等についての総合的な取り組みの推進、児童の商業的性的搾取の防止、子どもの人権専門委員制度の充実・強化
(3) 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の人権についての教育・研修・啓発活動の推進、相談体制の整備、高齢者の社会参加の促進、雇用・就業機会の確保
(4) 障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の人権についての啓発・広報活動や教育の推進、障害者の社会参加と職業的自立の推進
(5) 同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域改善対策協議会意見具申を尊重するとともに、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・人権啓発事業を推進
(6) アイヌの人々	<ul style="list-style-type: none"> ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、施策を推進 ・アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するための啓発活動の充実・強化、人権相談体制の充実
(7) 外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の推進
(8) HIV感染者等	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進
(9) 刑を終えて出所した人	<ul style="list-style-type: none"> ・偏見・差別を除去し、社会復帰に資するための啓発活動を推進
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の課題についても、引き続き施策を推進
4 国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国連の取り組みに貢献 ・国連の人権関係基金に協力 ・開発途上国に対する人権教育関連の協力 ・国際人権シンポジウムの開催
5 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進体制 ・人権擁護推進審議会における検察結果の反映 ・地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の取り組みへの期待と配慮 ・計画のフォローアップ・見直し

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年法律第65号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- (2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- (3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に

関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第2条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第2項に次の1号を加える。

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第44号の次に次の1号を加える。

44の2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第6条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年法律第68号

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

あま市人権尊重のまちづくり条例

平成23年あま市条例第20号

(前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。

しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取組みが求められています。

私たち一人ひとは、自らの人権意識を高め、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権施策を推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、人権尊重の社会環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第6条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権が尊重されるまちづくりの基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 相談支援体制の整備に関すること。

(5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化により必要が生じたときは、人権施策基本方針を見直すものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、人権施策を効果的に実施するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市に、あま市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策基本方針に関する事項その他この条例の目的を達成するために必要な事項について調査審議するものとする。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あま市人権施策推進審議会規則

平成23年あま市規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市人権尊重のまちづくり条例(平成23年あま市条例第20号)第9条第3項の規定に基づき、あま市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認めたものうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

あま市人権施策推進審議会委員名簿

平成28年4月1日現在

氏 名	役 職 等	備 考
加 藤 美由紀	社会福祉法人嘉祥福祉会 特別養護老人ホーム 第Ⅱあま恵寿荘施設長	高齢者
菱 田 育 夫	人権擁護委員	人権全般
成 瀬 とみ子	愛知県海部福祉相談センター長	子ども 障がい児者
寺 尾 すみ子	あま市社会教育委員	行政全般
服 部 光 雄	人権擁護委員	人権全般
○ 鈴 木 正 夫	あま市情報公開・個人情報保護審議会委員	人権全般
曾 我 和 子	あま市中心身障害児者保護者会会長	障がい児者
谷 口 由美子	愛知県女性相談センター所長	女性 子ども
村 上 千代子	あま市女性の会会長	女性
◎ 吉 川 朝 博	人権擁護委員	人権全般

(敬称略)

※ ◎会長 ○職務代理人

あま市人権施策推進本部要綱

平成22年あま市訓令第60号

(設置)

第1条 人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、あま市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育及び啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- (3) 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって構成する。
- (2) 幹事会は、企画財政部長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者を出席させ、意見聴取又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 幹事会は、その所掌事務について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部に関する庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。

附則（平成22年訓令第98号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附則（平成23年訓令第8号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

3 「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」の策定経過

策定の経緯

日 時	内 容
平成 28 年 1月13日から1月29日まで	市民意識調査の実施
5月23日	第1回あま市人権施策推進審議会 ○市長から審議会へ諮問 ○あま市人権尊重のまちづくり行動計画中間見直しについて
6月16日・24日	庁内ワークショップの開催
8月2日	第2回あま市人権施策推進審議会 ○あま市人権尊重のまちづくり行動計画見直し業務について
9月12日から9月14日まで	庁内ヒアリングの実施
10月14日	第3回あま市人権施策推進審議会 ○あま市人権尊重のまちづくり行動計画改訂版（素案）について ○パブリックコメントの実施について
10月28日	庁内会議（あま市人権施策推進本部会議）
11月14日から12月13日まで	パブリックコメントの実施
平成 29 年 1月31日	第4回あま市人権施策推進審議会 ○人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）について
2月7日	審議会から市長へ答申
2月15日	庁内会議（あま市人権施策推進本部会議）
3月	計画策定

市民意識調査の概要

【調査の目的】

平成24年度から10年間を計画期間とする「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」や「あま市男女共同参画プラン」に基づき、人権尊重のまちづくりや男女共同参画社会の実現に取り組んでおり、今までの施策の効果に対する検証など、今後より一層充実した取り組みを行っていく上での参考として、調査を実施しました。

【調査対象】

あま市在住の20歳以上を無作為抽出

【調査期間】

平成28年1月13日（水）から平成28年1月29日（金）まで

【調査方法】

郵送による配布・回収

【回収状況】

配布数	有効回答数	有効回答率
3,000 通	1,285 通	42.8%

本計画策定の市民意見募集結果

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）素案」の策定に対する意見を以下のとおり募集しました。

【募集期間】

平成28年11月14日（金）から平成28年12月13日（火）まで

【計画素案の閲覧場所】

以下の場所にて閲覧（土・日・祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

- 本庁舎1階 人権推進課
- 七宝庁舎1階 七宝市民サービスセンター
- 甚目寺庁舎1階 甚目寺市民サービスセンター

【意見を提出できる方】

- 市内に住所を有する方
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- パブリックコメント手続に係る施策に利害関係を有する方

【募集結果】

意見なし



発行年月:平成29年3月

編集:あま市企画財政部人権推進課
〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1

電話:052-444-1001(代表)

FAX:052-441-8330

H P :<http://www.city.ama.aichi.jp/>